

決算期における注意点

I. 書類の提出

1. 決算関係書類の提出

毎事業年度終了後必ず行わなければならない届出に「決算関係書類」の提出があります。通常総会終了後2週間以内に毎年決算関係書類を知事宛に提出しなければならないことになっております。

決算関係書類などの届出や認可申請が一度も行われていない場合、休眠組合とみなし、行政庁が解散命令を出す措置もあります。

① 提出について

根拠法規	中小企業等協同組合法 第105条の2 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用) 商店街振興組合法 第82条
提出者	代表理事
提出期限	通常総会終了後2週間以内
罰則	中小企業等協同組合法 第115条第31号 20万円以下の過料 中小企業団体の組織に関する法律(組合法準用) 20万円以下の過料 商店街振興組合法 第93条28項 10万円以下の過料

② 提出書類

1	事業報告書
2	財産目録
3	貸借対照表
4	損益計算書
5	剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面
6	監査報告書
7	前各号の書類を承認した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

「監査報告書」「総会議事録」「理事会議事録」は平成19年4月の法改正により、記載事項が変更されております。法に基づいた書類作成を必ず行ってください。様式は本会HPに掲載しております。

2. 役員変更届

役員の変更(氏名・自宅の住所の変更、選挙・選任による変更)があったときは、その変更の日から2週間以内に、役員変更届を所管行政庁に提出しなければなりません。

II. 注意点

1. 定款変更の認可申請は行っていますか?

事業を追加する、役員の定数を減少するなど通常総会において定款変更が議決された場合は定款変更認可申請書を作成し、中央会を経由して所管行政庁へ提出し、認可を受けることが必要です。内容によっては総会決議前に所管行政庁との協議が必要となる場合もありますので、議案として総会に提出する前に中央会にご相談下さい。総会決議後に問題が生じ、認可申請提出が出来ないケースもあります。

2. 登記を忘れていませんか?

登記は、権利に関する一定の事項を公簿に記載しこれを社会一般に公示することであり、取引関係に入る第三者に対して権利または法律関係の内容を明らかにし不測の損害をこうむることのないよう、取引の安全を図ることを目的としています。

定款変更のうち法に規定する登記事項については、行政庁からの認可書到達の日から2週間以内

(従たる事務所の所在については3週間以内)に、所轄法務局(支局又は出張所)に登記の申請をしなければなりません。登記を怠りますと、登記懈怠となり過料が科せられますので十分注意して下さい。

法に規定する登記事項

① 代表理事変更

総会で役員の選挙があった場合、代表理事の就任承諾後2週間以内に、所轄法務局(支局又は出張所)で代表理事の変更登記申請をしなければなりません。また、代表理事が再選された場合にも登記申請をしなければなりません。また、代表理事が変更になった場合、改印届は申請書と一緒に提出してください。

② 名称、地区、公告の方法の変更

③ 事業の変更

④ 出資の総口数及び払込済出資総額の変更

⑤ 事務所移転